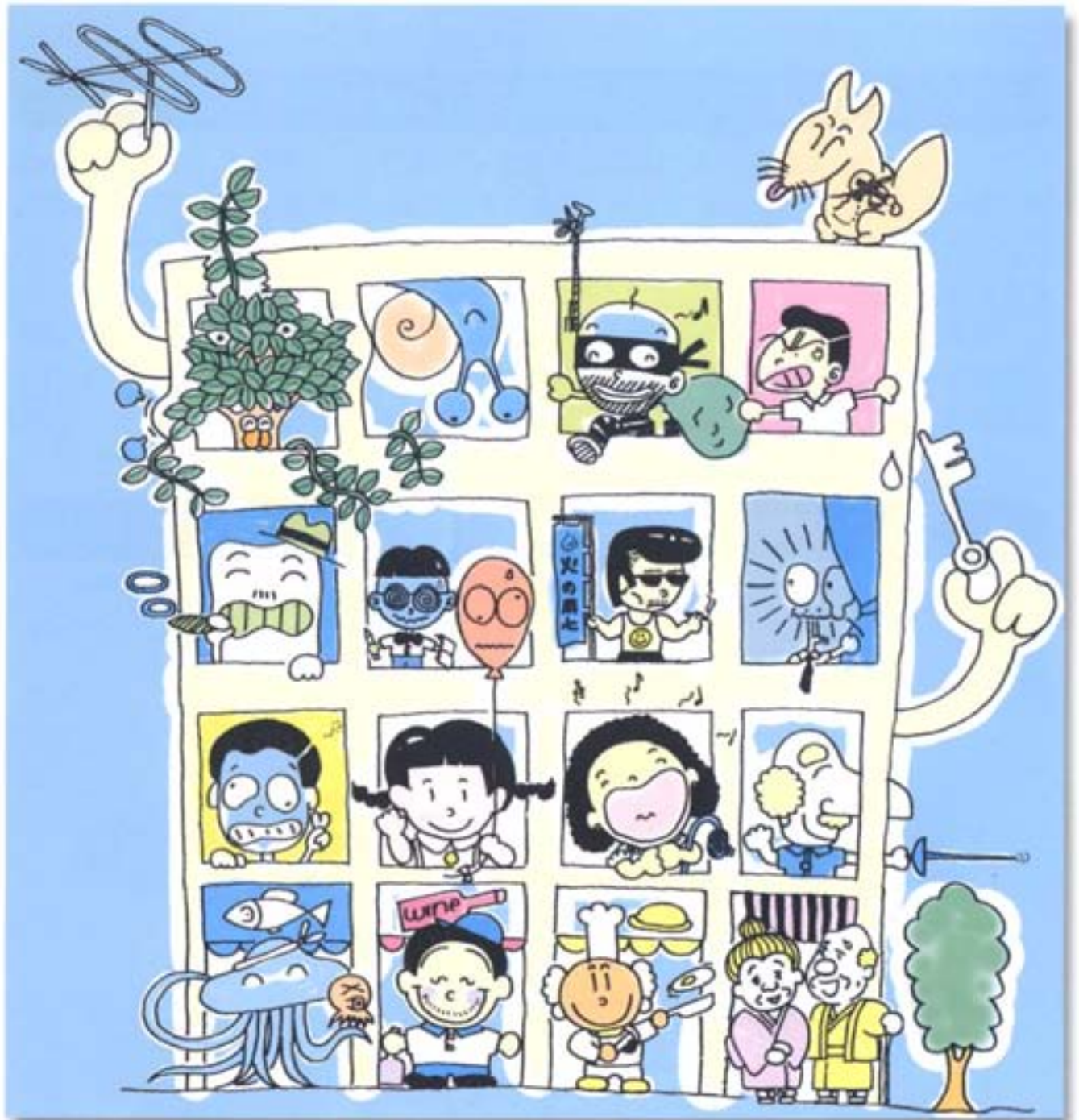


マンション建替えアドバイザー制度 ご案内



社団法人 再開発コーディネーター協会

社団法人再開発コーディネーター協会では、マンション建替えの専門家を育成し、「マンション建替えアドバイザー」として登録する制度を実施しています。アドバイザーに関する情報の提供、マンション管理組合等からの相談への対応等により、マンション建替えの円滑な促進に関する社会的要請に応えます。

マンションの建替えには、再開発プロの経験が役立ちます

マンション建替え円滑化法で建替えを進める決め手として取り入れられているのは「権利変換」という仕組みですが、この「権利変換」は昭和44年に都市再開発法によりはじめて制度化され、その後数多くの再開発事業が実施される中で確立されてきた手法です。

「権利変換」を用いて建替えを図るためには、これに習熟しかつマンション建替えの固有の知識もある専門家の活用が不可欠です。（※権利変換とは事業施行前の土地建物の資産を、新しいビルの一部という資産に置き換えることです）

マンション建替えアドバイザーの仕事

修繕か建替えかの検討段階での相談をはじめ、建替えの進行段階に応じ、マンションの建替えの進め方についてアドバイスすると共に、それぞれの状況に応じた計画の立案をします。



社団法人再開発コーディネーター協会による マンション建替え支援体制について

当協会では、マンション建替えアドバイザー制度の運営のほか、マンション建替えについて以下の支援体制を設け、マンション居住者、管理組合、地方公共団体等からの相談や派遣要請に対応しています。

1. マンション建替相談室

居住者等からの初期の建替えに関する無料相談窓口で、ファクス・メールなどによる相談への対応をはじめ、アドバイザーによる個別相談会も行っています。
相談室は東京・大阪の2箇所にあります。(次頁参照)

2. マンション建替えに関する情報提供

建替えに関するパンフレットを広く配布し、また建替えを進めるポイントを実例を基に解説したビデオ「マンション再生への途」(DVDもあります)の作成・頒布を行うなど、建替えについての情報を提供しています。

3. セミナーの実施とセミナー会場における出張相談(無料)

建替事業の仕組みなどを理解する機会を広く提供するため、マンション建替えセミナーを全国で開催しています。また建替えに関する個別相談会も同時に実施しており、各地のアドバイザーが相談に対応しています。

4. 建替え等に関する相談員登録、派遣要請への対応

地方公共団体等からのマンション建替え等に関するまちづくり相談員としての登録及び相談員派遣要請等に対し、アドバイザーの推薦等を行っています。

